記紀にみえる日本古代の宮号

The Name of the Palace in Kojiki and Nihonshoki in Ancient Japan

北村優季 KITAMURA, Masaki

キーワード: 宮号, 宮, 古事記, 日本書紀

古事記や日本書紀では、歴代の天皇の事蹟を記すに当たって、必ずその「宮」の所在を明示している。たとえば書紀では、神武天皇が「橿原宮」に、つぎの綏靖は「葛城高丘宮」に、それぞれの宮を定めたことが書かれている。古事記の方ではそれを、「畝火之白檮原之宮」「葛城之高岡宮」と表現し、やや表記が異なっているが、天皇が一代ごとに新たな宮を造営したことを伝える点においては、何ら変わるところはない。

このように、記紀のなかでは、歴代の天皇がいわば代替わりごとに新宮を造営したことを伝えるが、こうした慣行は一般に「歴代遷宮」と称されている。転々と政治的拠点を移動する歴代遷宮は、今日から見ても不可解な現象であるが、これは同時代の朝鮮半島や中国大陸にも一切見ることができず、やはり日本古代に独自の慣行であったと考えるほかはない。またその慣行が終結するのは藤原宮以降のことであったから、したがって歴代遷宮とは、都城が成立する以前の独自の社会的慣行でもあったと推測されるのである。

ところで、今試みに古事記と書紀の宮の名称を一覧表にまとめてみたが、これを見ると、結果として両者がほぼ同じ名称を伝えているものの、「表現」のしかたが大きく異なっていることに気づく(次頁以下の表を参照されたい)。

※次頁に掲出した「宮都一覧表」は、たて軸 に歴代天皇の名称をあげ、それぞれに対応 する「宮」の表記を史料ごとに書き上げた。 史料としては古事記及び日本書紀が基本と なるが、それらの記述にあわせ、神功皇后 なども表に加えるとともに、「天皇」などの 表記もそれらにしたがった。また第1列に は延喜式を、第4列以下には奈良時代以降 の史料をあげ、記紀の記述と対照できるよ うに整理している。また各史料については、 以下の記述の中で言及していくことになる。 古事記では、たとえば「御真木入日子印恵 命、坐師木水垣宮、治天下也」(崇神) とある ように、「○○宮に坐して天下治らしめしき」 という定型句によって、各天皇の治世が表現 されている。これに対して、書紀にはこのよ うな表現が一切なく、代わりに、「遷都」の表 現をとることが多い。同じ崇神天皇を例にあ

表 宮都一覧

1		ніт	<i>7</i> 0								
	天皇等	史料	延喜式(諸陵寮)	古 事 記	日 本 書 紀	風	土	2	古語拾遺	扶桑略記	帝王編年記
1	神	武	橿原宮	畝火之白檮原之 宮	天皇即帝位於橿原宮。				都を橿原に建て 帝宅を経営す		畝傍橿原宮〈大和国高市郡〉
2	綏	靖	葛城高丘宮	葛城之高岡宮	都葛城。是謂高丘宮。						葛城高丘宮〈大和国葛上郡〉
3	安	寧	片塩浮穴宮	片塩浮穴宮	遷都於片塩。是謂浮穴宮。						片塩浮穴宮〈大和国高市郡畝火山北也〉
4	懿	徳	軽曲峡宮	軽之境崗宮	遷都於軽地。是謂曲峽宮。						軽曲峡宮〈大和国高市郡〉
5	孝	昭	掖上池心宮	葛城之掖上宮	遷都於掖上。是謂池心宮。						掖上池心宮〈大和国葛上郡〉
6	孝	安	室秋津島宮	葛城室之秋津嶋 宮	遷都於室地。是謂秋津島宮。						室秋津嶋宮 〈大和国葛上郡。今掖上池南西田中也〉
7	孝	霊	黒田廬戸宮	黒田廬戸宮	皇太子遷都於黒田。是謂 廬戸宮。						黒田廬戸宮〈大和国城下郡〉
8	孝	元	軽境原宮	軽之境原宮	遷都於軽地。是謂境原宮。						軽境原宮〈大和国高市郡。今軽大路西方〉
9	開	化	春日率川宮	春日之伊耶河宮	遷都于春日之地。是謂率 川宮。						春日率河宮。大和国添上郡
10	崇	神	磯城瑞籬宮	師木水垣宮	遷都於磯城。是謂瑞籬宮。	磯城瑞籬宮御宇御間城	天皇(肥前・	総記)	磯城瑞垣宮朝		磯城瑞籬宮〈大和国山辺郡〉
11	垂	仁	纏向珠城宮	師木玉垣宮	更都於纏向。是謂珠城宮 也。				巻向玉城朝		巻向珠城宮 〈大和国城上郡。今纏向河北里西田中也〉
12	景	行	纏向日代宮	纏向日代之宮	即更都於纏向。是謂日代 宮。	纏向檜代宮御宇天皇(大分郡、肥前・きい郡・え 纏向檜代宮御宇大足彦	養父郡·三根郡)	纏向日代朝		纏向日代宮 〈大和国城上郡。今巻向檜林是也〉
13	成	務	志賀高穴穂宮	近淡海之志賀高 穴穂宮	なし	志我高穴穂宮御宇天皇	!(播磨・印南	郡)			磯香高穴穂宮 〈近江国滋賀郡。今同寺海辺也〉
14	仲	哀	穴門豊浦宮	穴門之豊浦宮 筑紫訶志比宮	興宮室于穴門而居之。是 穴門豊浦宮。	穴門豊浦宮御宇天皇((播磨・賀古郡)			穴戸豊浦宮 〈長門豊浦郡。今北樹林是也〉
15	神功皇	記	磐余稚桜宮	筑紫訶志比宮	因以都於磐余 〈是謂若桜宮〉				磐余稚桜宮	十市郡磐余稚桜宮	磐余稚桜宮 〈大和国十市郡。今磐余池西里是也〉
16	応	神	軽島明宮	軽島之明宮	なし。「明宮」で死去。	品太天皇。軽嶋明宮御	宇誉田天皇(肥前・養父郡)	軽嶋豊明朝	高市郡軽島豊明宮	軽島明宮〈大和国十市郡〉
17	仁	徳	難波高津宮	難波之高津宮	都難波。是謂高津宮。	難波高津御宮天皇(播 難波高津宮天皇(播磨 大雀天皇(播磨・飾磨	・揖保郡、讃			摂津国難波高津宮	難波高津宮 〈摂津国東生郡。宮垣不堊。茅茨不剪〉
18	履	中	磐余稚桜宮	伊波礼之若桜宮	皇太子即位於磐余稚桜宮。				後磐余稚桜宮	摂津国難波高津宮 十市郡磐余若桜宮	磐余稚桜宮 〈大和国十市郡。御盞桜花落。因名宮〉
19	反	正	丹比柴籬宮	多治比之柴垣宮	都於河内丹比。是謂柴籬 宮。					河内国丹比郡柴垣 宮	丹比柴籬宮 〈河内国丹比郡。今宮坂上路北宮地是也〉
20	允	恭	遠飛鳥宮	遠飛鳥宮	なし					高市郡遠明日香宮	遠明日香宮〈大和国高市郡〉
21	安	康	石上穴穂宮	石上之穴穂宮	即遷都于石上。是謂穴穂 宮。					山辺郡石上穴穂宮	石上穴穂宮〈大和国山辺郡。石上左大 臣家西南。古川南地是也〉
22	雄	略	泊瀬朝倉宮	長谷朝倉宮	天皇命有司設壇於泊瀬朝 倉。即天皇位。遂定宮焉。				長谷朝倉朝	城上郡長谷朝椋宮 一云泊瀬朝倉宮	泊瀬朝倉宮〈大和国城上郡磐坂谷是也〉
23	清	寧	磐余甕栗宮	伊波礼之甕栗宮	命有司設壇場於磐余甕栗 陟天皇位。遂定宮焉。					添上郡磐余甕栗宮 (城力)	磐余甕栗宮〈大和国十市郡白香谷是也〉

<u>-2</u> -

	天皇等	史料	延喜式(諸陵寮)	古 事 記	日 本 書 紀	風	土	記	古語拾遺	扶桑略記	帝王編年記
24	飯青皇				忍海角刺宮					角刺宮、忍海角刺 宮	
25	顕	宗	近飛鳥八釣宮	近飛鳥宮	乃召公卿百寮於近飛鳥八 釣宮、即天皇位。(異伝あり)					高市郡近飛鳥八釣宮 一云 石上弘高宮	近飛鳥八釣宮 〈大和国高市郡。龍田郡宮西北是也〉
26	仁	賢	石上広高宮	石上広高宮	皇太子於石上広高宮即位。					山辺郡石上広高宮	石上広高宮 〈大和国山辺郡石上左大臣家北辺田原
27	武	烈	泊瀬列城宮	長谷之列木宮	太子命有司設壇場於泊瀬 列城、陟天皇位。遂定都焉。					なし	泊瀬列城宮〈大和国城上郡〉
28	継	体	磐余玉穂宮	伊波礼之玉穂宮	樟葉宮、筒城宮、弟国宮 遷都磐余玉穂。					山背筒城、弟国大 和国磐余玉穂宮	磐余玉穂宮〈大和国十市郡〉
29	安	閑	勾金橋宮	勾之金箸宮	遷都于大倭国勾金橋。因 為宮号。					倭国高市郡勾金橋 宮	勾金橋宮〈大和国高市郡〉
30	宜	化	檜隈廬入野宮	檜垌之廬入野宮	遷都于檜隈廬入野。因為 宮号。	檜隈廬入野宮御宇武生	>国押楯天皇	! (肥前・松浦郡)		高市郡檜隈宮	檜隈廬入野宮〈大和国高市郡〉
31	欽	明	磯城嶋金刺宮	師木嶋大宮	遷都倭国磯城郡磯城島。 仍号為磯城島金刺宮。	志貴嶋宮御宇天皇(占嶋宮御宇天皇(播磨・磯城嶋宮御宇天国排)	飾磨郡)			磯城嶋金刺宮	磯城嶋金刺宮〈大和国山辺郡〉
32	敏	達	訳語田宮	他田宮	宮于百済大井。遂営宮於 訳語田。是謂幸玉宮。					十市郡磐余訳語田宮 一云 百済大井宮	磐余訳語田宮〈大和国十市郡〉
33	用	明	磐余池辺双槻 宮	池辺宮	天皇即天皇位。宮於磐余。 名池辺双槻宮。					十市郡池辺双槻宮 一云 磐余池辺双 槻宮又云 高市郡 池辺列槻宮	池辺双槻宮〈大和国十市郡〉
34	崇	峻	倉椅宮	倉椅柴垣宮	宮於倉椅宮。					なし	倉橋宮〈大和国十市郡〉
35	推	古	小治田宮	小治田宮	皇后即天皇位於豊浦宮。 遷于小墾田宮。	小墾田宮御宇豊御食炊	水屋姫天皇	(肥前・三根郡)	小治田朝	高市郡小治田宮一 云 豊浦宮	小墾田宮〈大和国高市郡〉
36	舒	明	高市崗本宮		天皇遷於飛鳥岡傍。是謂 岡本宮。田中宮、厩坂宮、 百済宮					高市郡岡本宮百済 宮	高市岡本宮〈大和国高市郡嶋東岳本地是也〉
37	皇	極	なし		天皇遷移於小墾田宮〈或 本云遷於東宮南庭之権宮〉 自権宮移幸飛鳥板蓋新宮。					大和国飛鳥宮一云 川原板葺宮飛鳥板 蓋新宮	明日香河原宮 〈大和国高市郡。岡本宮同地也〉
38	孝	徳	難波長柄豊碕 宮		天皇遷都難波長柄豊碕。 天皇従於大郡遷居新宮。 号曰難波長柄豊碕宮。	難波豊前宮朝廷(播 難波長柄豊前宮天皇		(郡)	難波長柄豊前宮	摂津国難波長柄豊 崎宮	難波長柄豊崎宮〈摂津国西生郡〉
39	斉	明	飛鳥川原宮		皇祖母尊即天皇位飛鳥板蓋宮。炎飛鳥板蓋宮。故遷 居飛鳥川原宮。遂起宮室天 皇乃遷。号曰後飛鳥岡本宮。					飛鳥岡本宮筑紫朝 倉橘広庭宮	後岡本宮〈大和国高市郡〉
40	天	智	近江大津宮		遷都于近江。					近江国志賀郡大津宮 本在大和国岡本宮	岡本宮五年〈大和国高市郡〉 大津宮五年〈近江国滋賀郡〉
41	天	武	飛鳥浄御原宮		(略)	飛鳥浄御原宮御宇天皇 (出雲・意宇郡、豊後			浄御原朝	高市郡明日香清御 原宮	飛鳥浄御原宮〈大和国高市郡〉
42	持	統	藤原宮		(昭各)					都大和国高市郡明 日香清御原宮藤原 宅藤原宮 大和国 高市郡鷺栖坂是也	藤原宮〈大和国高市郡〉

げれば、崇神元年正月に「皇太子即天皇位」 として即位の事実を記したのち、

三年秋九月、遷都於磯城。是謂瑞籬宮。 として、新たに磯城の瑞籬宮に宮を定めたことを伝えている。この場合、「磯城」は地名であり、厳密に解釈すれば「瑞籬宮」が宮の名であったことになる。なお、ここに見える「都」が書紀編纂時の修飾であることは、異論がないところであろう。古事記ではすべて宮の名を示すのみで、京・都の記述は一切現れないからである。

一方で、書紀では地名を含んだ名称を「宮号」と明記した例が二つだけ存在している。

- (1) 遷都于大倭勾金橋。因為宮号。(同安閑元年正月条)
- (2) 遷都于檜隈廬入野。因為宮号。(同宣化 元年正月条)

この場合には、大倭・勾・金橋、哈隈・廬入 野という地名が重層的に連なり、それらが「宮 号」を構成していたことになろう。事実、古 事記ではそれらを「勾之金箸宮」「檜垌之廬入 野宮」と表記しているのである。

書紀にはこのほかにも、「遷都倭国磯城郡磯城鳴。仍号為磯城鳴金刺宮。」(欽明)のような「号して○○宮と為す」という用例、「宮於磐余。名曰池辺双槻宮」のような「名づけて○○宮と曰ふ」という用例があるが、いずれも同様のことを表現するものと解して間違いない。先に挙げた「是を○○宮と謂ふ」という用法も併せて考えると、書紀の表現は一見多様に見えて、実際にはきわめて定型的な形式で書かれたのである。

古事記が歴代天皇の治世を宮号によって表現したことは先に紹介した。それと比べると書紀では、「遷都」や宮室造営の年月を記すな

ど、その造営過程を詳細に記している点に特徴があるといえよう。あるいは、書紀の方がはるかに具体的な記述がなされていると評価することもできる。ただし、書紀では神武の即位を前660年のこととするなど、その紀年に問題のあることは周知の事実であり、時間的推移をそのまま受け取ることはできない。書紀の記述は、歴代遷宮という事実を編年体という形式に押し込んだ結果であり、そのためにかえって、「遷都」というような無理な表現を生ずることになったのではなかろうか。

これに対して、古事記は原則として紀年を記さず、冒頭に「坐○○宮治天下也」と記してその治世を説明するが、むしろその方が整合的な表現形式であったといえる。古事記や書紀の編纂は天武10年(681)に編纂が命じられた「帝紀及上古諸事」や、稗田阿礼が読誦を命じられた「帝皇日継、先代旧辞」を出発点とするが、それらの原史料 ― 帝紀・旧辞 ― となったのは、書紀ではなく、やはり古事記のごとき記述形式を想定するのが自然であろう。

さて、書紀と古事記にあってはこのような表現形式の違を認めることができるが、その上で、伝える宮号自体については、ほぼ一致している点も確認しておかなければならない。二つの史料のあいだには、この点で大きな違はないのである。ただそれにもかかわらず、いくつかに宮号に関しては看過できない相違も存在している。以下、重要と思われる事項を箇条書きにして記しておきたい。

(1) 孝昭天皇について、古事記が「葛城之掖 上宮」とするのに対し、書紀は「掖上池心 宮」として「池心宮」という独自の名称を 記している。大和の郡郷名の中に掖上は見

- あたらないが、延喜式(諸陵寮)では孝昭 天皇陵「掖上博多山上陵」について、「在大 和国葛上郡」という注が付されている。掖 上は葛上郡の地名である。
- (2) 垂仁天皇については、古事記が「師木玉 垣宮」の宮号を記すのに対し、書紀は「纏 向珠城宮」の名を伝えている。全く別の名 称であったことになるが、大和国城上郡に「巻向坐若御魂神社」(『延喜式』神名上)があり、纏向が磯城郡(=師木)の中の小地名であったことがわかる。また、玉垣・珠城については、むしろ「垣」と「城」が同様の意味で用いられたことを示す点で興味深い。漢字が示す意味を重視すれば、両者は同じ内容を持った宮号であると判断されるのである。ただ訓を考えた場合、タマガキの宮とタマキの宮とではやはり大きく異なっており、その違いを無視することはできない。
- (3) 応神天皇について、古事記が「軽嶋之」明 宮」を伝えるのに、書紀は新宮造営の記事 を欠いている。書紀で知ることができるの は、応神41年2月戊申条に「天皇崩于明宮。 時年一百一十歳〈一云崩于大隅宮〉」(なお 〈 〉でくくった箇所は割注を示す。以下も 同じ) とあるように、天皇が亡くなった 「明宮」の名称だけである。新宮造営の記事 が見えないことは、書紀編纂時の遺漏と見 なすほかない。なお「軽嶋之明宮」の名称 は、のちになって「豊明宮」という形でも 伝えられている。すなわち、「軽嶋豊明宮馭 宇天皇」(『続日本紀』宝亀3年4月庚午条)、 「軽嶋豊明宮御宇誉田天皇」(『日本霊異記』 序)、「軽嶋豊明宮朝」(『古語拾遺』) などの 用例である(1)。しかしこれらは、もとの宮

- 号に誤って「豊」という美称が加えられた もので、記紀の記載こそが本来の名称で あったとみてよい。
- (4) 欽明天皇については、古事記が「師木嶋 大宮」をあげるのに対して、書紀は「磯城 嶋金刺宮」とし、「金刺」という独自の号を 加えている。また「大宮」ということばで 宮号を表現するのが、古事記ではここだけ であることも注目されよう。ただ、推古朝 の「小治田宮」(『古事記』下巻)が、同じ 古事記の上巻(序)では「小治田大宮」と 書かれており、大宮という語に特別の意義 を見出すことは難しいように思われる。

「金刺宮」については、8、9世紀に「金刺舎人」を姓に持つ者が散見するのことから、その存在が傍証される。6世紀の欽明朝の前後には、小泊瀬舎人(武烈)、檜隈舎人(宣化)などのように、宮号に因んだ舎人集団が形成されたと考えられており、金刺舎人も、欽明朝の「金刺宮」に上番する舎人集団であったと理解されているからである。したがってこの場合には、古事記の記載の方が正確性を欠いたものと推測できる。

(5) 欽明につづく敏達、用明、崇峻の三人の 天皇の場合にも、両者の宮号は一致してい ない。敏達、用明の場合、古事記が単に「他田 宮」「池辺宮」という地名を冠した宮号を伝 えるのに対し、書紀では「訳語田幸玉宮」、 「池辺双槻宮」という、より詳細な宮号を載 せているのである。前者の「幸玉」は嘉字 を加えた美称であり、また後者は槻木(ケ ヤキ)に因んだ名称である。槻は古代にあっ ては神聖な性格を認められた樹木であって、 実際にそれが宮の荘厳に使われていたこと があったとしても、一種の美称として使用されていたことにも注意しておきたい。同様の例には「磐余若桜宮」(神功皇后、履中)があり、「磐余甕栗宮」(清寧)、「泊瀬がり城宮(古事記では長谷之列木宮)」(武烈)も、あるいは同じ系統の名称と見ることができようか。

崇峻天皇については逆に、書紀が「倉椅宮」としか記さないのに、古事記は「倉椅柴垣宮」の名を伝えている。柴垣という囲繞施設を宮号に加えている例も古代には多い。すなわち「磯城瑞籬宮」(崇神)、「師木玉垣宮」(垂仁)、「丹比柴籬宮」などである。

以上、五つの項目に分けて古事記と書紀の宮号の問題点を列記したが、このほか厳密にいえば、用字の点でもかなりの違いがある。たとえば書記が「磐余」「丹比」と記すのを、古事記では「伊波礼」「多治比」のように万葉仮名で記し、また古事記に限って助詞「之」を用いる点 — たとえば葛城之高岡宮 — も無視することができない。ただこれらの表記については一覧表を参照していただくとして、ここでは深く立ち入らないこととしたい。

一般に書紀は、古事記に比べて漢籍による 修飾の度合いが高いといわれ、古事記の方が より古い形態を反映しているものとされてい る。しかし宮号の問題に限っては、「師木嶋大 宮」(欽明)に関して述べたように、どちらが 古い名称を伝えているのかは、即断できない のである。

では、こうした二つの系統の宮号は、この後、どのように伝承されていたのだろうか。 このことを示すまとまった史料として、まず 扶桑略記と帝王編年記をあげることができる(表参照)。延暦寺僧皇円によって撰進されたといわれる扶桑略記には、神功皇后以下の諸宮についての記述があり、個々の宮号の所在地の郡名を付するほか、「藤原宮、大和国高市郡鷲栖坂、是也」などの独自の記録を残している。一方、僧永佑によって撰述された帝王編年記では、神武以降の諸宮が載せられ、その詳細な所在地に加えて、「高市岡本宮〈大和国高市郡嶋東岳本地是也〉」(舒明)、「明日香河原宮〈大和国高市郡。岡本宮同地也。〉」(皇極)など、今日の発掘成果とも一致する貴重な情報を伝えている。

「表」にあげたように、いずれも書紀にのみあって古事記にない宮号、すなわち「磯城嶋金刺宮」「池辺双槻宮」「巻向珠城宮」(帝王編年記)を載せているので、両者の記述は書紀に基づいたものと推測されるが、ただし、扶桑略記の成立は平安末期、帝王編年記に至っては14世紀の成立であって、記紀の成立から時代が離れすぎているのが難点である。

記紀に近い時代の史料としては、断片的ながら、延喜式巻20 (諸陵寮) にある陵墓条の記載をあげておきたい。これは、歴代の天皇をはじめとして、朝廷に関わりの深い人物(そこにはニニギノ命、日本武尊などの神話的な人物も含まれる) の陵墓を書き上げたリストであるが、その中に、「畝傍山東北陵(畝傍橿原宮御宇神武天皇。在大和国高市郡(略)」のうように、天皇名を示す名称としてそれぞれの宮号が示されているのである。それらのうち古事記と書紀のあいだで異なっている宮号を摘記すると、

(a) 掖上池心宮(孝昭)、(b) 纏向珠城宮(垂仁)、(c) 近飛鳥八釣宮(顕宗)、(d) 磯城嶋

金刺宮(欽明)、(e) 訳語田宮(敏達)、(f) 磐余池辺双槻宮(用明)、(g) 倉椅宮(崇峻) の七つをあげることができるが、(e) を除く六つは、用字も含めて書紀の宮号と一致している。さらにこれによって「更都於纏向。是謂珠城宮。」(垂仁紀)という書紀の記述が、「纏向珠城宮」という宮号を表示していたことも改めて確認される。

ただ、(e) 訳語田宮については、書紀の「訳語田幸玉宮」ではなく、古事記の「他田宮」を踏襲している点が注目されよう。その理由は判然としないが、あるいは「他田」の宮が他に例がないために、「幸玉宮」を省略して伝えられたのかもしれない(ちなみにこの点は扶桑略紀及び帝王編年記でも同じである)。

さて、このような点を考えると、10世紀前半に成文化された延喜式が、書紀に載せる宮号を基準としていたことが判明する。古事記の宮号は基本的に典拠とはされなかったのである。また、延喜式の記載は、弘仁・貞観二代の式を集大成したものと考えられているので、その宮号も九世紀初頭の弘仁式にまでさかのぼる可能性が高い。さらに時期に関しては、以下のような続日本紀の記事も参考とすることができる。

書紀につづく正史であった続日本紀には、わずかだが、書紀の時代の宮号を伝える記述がある。たとえば「纏向珠城宮御宇垂仁天皇」(垂仁)(同天応元年6月壬午条)、「池辺双槻宮御宇橘豊日天皇」(用明)(同神護景雲元年11月癸亥条)のような記載がそれで、このうち前者は土師道長らの奏言に引用された字句であることから、続日本紀編纂の時点ではなく、天応元年(781)時点の認識であったことがわかる。繰り返しになるが、「珠城宮」

「双槻宮」は書紀に固有の宮号である。

続日本紀にはこのほか、天平8年11月の葛 野王らの上表の中に「軽堺原大宮御宇天皇」 (孝元) と書かれ、また「軽嶋豊明宮御宇天皇 御世」(応神)(宝亀3年4月庚午条。坂上苅 田麻呂らの奏言。「豊」が追記の可能性の高い ことは前述した)、「磐余玉穂宮」(継体)・「勾 金椅宮御宇天皇」(安閑)(ともに天平勝宝3 年2月己卯条。雀部真人らの奏言に引用。)が 見えるなど、いずれも書紀・延喜式系統の宮 号を確認できる。さらに延暦9年7月の百済 王仁貞、津真道らの奏言では、「軽嶋豊明朝御 宇応神天皇」(応神)「難波高津朝御宇仁徳天 皇」(仁徳)をあげるとともに、敏達天皇の治 世を「他田朝御宇敏達天皇」(敏達) と表記し ていて、延喜式に定着した宮号「他田宮」を 使用している点も注目される。

このような続日本紀の実例は、多くが伝統 的貴族の上表・奏言の中で使用されることが 特徴であるが、そこでは自らがいかに古い時 代から朝廷に奉仕してきたかが強調される。 天皇の治世を表現するにも、漢風・和風両様 の諡号を用いず、あえて古風な表現が採用さ れたと見ることができようか。

さらに、古事記には記載のない小治田宮以降についても、「高市岡本宮馭宇天皇」(舒明) (同天平神護2年6月壬子条)、「淡海大津宮御宇天皇」(和銅2年2月戊子条)の記述があって、延喜式と一致している点も興味深い。二人の天皇について書紀では、

- 天皇遷於飛鳥岡傍。是謂岡本宮。(舒明) (『日本書紀』舒明元年10月癸卯条)
- 遷于近江。(天智) (同天智7年3月己卯条) とだけあって、その書き方からすれば、飛鳥 岡本宮とか近江宮という宮号の方がふさわし

く思われるからである。このような点を見て も、延喜式所載の宮号は、書紀そのものでは ないにせよ、それに依拠するかたちで、8世 紀には広く通用していたものと推測されるの である。

同じ傾向は、また他の史料においても見ることができる。古語拾遺は9世紀初頭、斎部広成によって撰述され、朝廷に奏上された斎部氏の記録である。広成はその中で、斎部氏がいかに朝廷に奉仕してきたかを時代を追って説明するが、そこに歴代天皇の治世を示す表現が多数使用されているのである。そしてそこでは、垂仁朝については「巻向玉城朝」を用い、また書紀にだけ記載のある神功皇后の宮「磐余稚桜宮」をあげている。同書は朝廷に対して自らの正当性を訴えるための資料であるから、その表記にも大きな注意が払われたはずであるが、彼が典拠としたのも書紀系統の宮号だったのである。

一方、8世紀前半、律令制下の国々で編纂・ 奏上された記録に風土記がある。周知の通り、 現在までまとまって伝存しているのは常陸、 出雲、播磨、豊後、肥前の五カ国の風土記で ある。子細な考証は省略することとして、こ れらは編纂の年月や経緯が異なるにもかかわ らず、概して書紀あるいは延喜式の宮号を忠 実に守っていいると見てよい。いずれの風土 記にあっても、宮号には異伝・異称がなく、 きわめて安定しているのである。

ただ、次の二点においてはやや注意を要しよう。第一は、景行天皇の宮を「纏向檜代宮」 (出雲国風土記、豊後国風土記)と記すように、延喜式と異なる表記を用いる場合が散見することである(古事記・書紀の表記はいずれも「纏向日代宮」である)。同じく延喜式・古事 記が「志賀高穴穂宮」とする成務天皇の宮を、 播磨国風土記(印南郡)では「志我高穴穂宮 駅宇天皇」と記す。古代史関係の文献では、 一つの語が多様な漢字で表記されることは珍 しくないが、延喜式の表記が書紀と見事に一 致するのと比べると、風土記の表記はきわめ て対照的である。

第二の点は、欽明天皇の「磯城嶋金刺宮」に対して、風土記ではいずれもその名を正確に伝えていないことである。すなわち「志貴嶋御宇天皇」(出雲・意宇郡及び神門郡)、「嶋宮御宇天皇」(播磨・飾磨郡)、「磯城嶋宮御宇天国排開広庭天皇」(豊後・日田郡)などのように、シキシマまたはシマだけを記して、「金刺宮」を伝えていない。これらは単なる省略と見なすこともできるが、あるいは古事記だけが記す宮号「師木嶋大宮」が、案外広く認められていたことを示しているのかもしれない。

Ξ

以上、歴代の宮号が古事記と書紀のあいだで相違する点をやや詳しく述べたが、それでも、両者の所伝が大筋としてはよく一致することも間違いない。それでは、このような宮号はいったいいつの時点で成立したのだろうか。古事記では天皇の治世の冒頭に宮号が記され、また書紀にあっても、治世と同時もしくはその直後に、新しい宮に遷ったことを記している。したがって、宮号もそれと同時に定まったとするのが書紀の記述であったことになるが、しかしそれに反する明白な史実が、天武天皇の場合において知られるのである。

天武天皇は、672年の壬申の乱で大友皇子 を破ったのち、同年9月に大和にもどり、嶋 宮、岡本宮に居を移したあと、その年のうち に飛鳥浄御原宮に遷御した。書紀同年9月条 に次のように書かれるとおりである。

是歲。営宮室於岡本宮南。即冬、遷以居焉。是謂飛鳥淨御原宮。

ところがこの14年後の朱鳥元年(686)七月 戊午条に、唐突に次の記事が登場している。

改元曰朱鳥元年。〈朱鳥、此云阿訶美苔利〉仍 名宮曰飛鳥浄御原宮。

つまり、年号が朱鳥に改まるとともに、飛鳥 浄御原宮という宮号が、この時期になって初 めて定まったというのである。この二つの矛 盾する記事については、近年、今泉降雄氏が 検討を加え、以下の点を指摘されている(2)。 すなわち、(1)小野毛人墓誌銘をはじめとする 金石文を検討しても、「飛鳥浄御原宮」が朱鳥 元年以後の宮号であることと矛盾しないこと、 (2)平城宮や恭仁宮などの例から、宮号は造営 当初もしくは造営の直後になされるのが一般 的であったと思われること、(3)それにもかか わらず浄御原宮の命名が大幅に遅れたのは、 天武の病いという特殊な事情があったことに 由来するもので、それ以前には、地名に基づ く名称 (ただし具体名は不明) が通用してい たと推定された。

飛鳥浄御原宮の場所は、もともと「真神原」 (『万葉集』巻2、199) あるいは「飛鳥苫田」 (『日本書紀』崇峻即位前紀) と呼ばれており、 「浄御原」が人為的な美称であったことも、今 泉氏が指摘するところであるが、このような 嘉名が宮号に付けられたのは、いわば「宮」 が終焉を迎える、天武の死の直前だったので ある。なお彼が亡くなったのは、それから二 カ月後、同じ年の九月であった。

さて、このような指摘によって、天武元年

(672) の宮号制定の記事は後世の修飾であることが明白になったが、そうだとすれば、飛鳥浄御原宮以外の宮号についても、同じことが想定される。そしてこのことを検証するには、記紀以外の史料を検討すればある程度の見通しが得られるはずである。

これもよく知られるように、日本古代におけるもっとも古い「宮」の記録は、二つの金石文に残されている。一つは埼玉県稲荷山古墳から出土した鉄剣の銘文であって、そこには、

辛亥年七月中記。乎獲居臣上祖名意富比垝。 (中略)世々為杖刀人首、奉事来至今。獲加 於 8 多居鹵大王寺、在斯鬼宮時、吾左治天下、 令作此百練利刀。吾奉事根源也。

とあり、ワカタケル大王の宮「斯鬼宮」が知られる。文中のワカタケル大王は、「大長谷若健命」(古事記)の諡号をもつ雄略天皇に比定されているが、記紀の宮号は「長谷朝倉宮」「泊瀬朝倉宮」であって、いずれも「シキの宮」とは一致していない。しかし倭名抄では大和国城上郡に長谷郷があり、また長谷山口坐神社などもあって、「斯鬼宮」という記述が記紀と必ずしも矛盾しないことは、また見逃すことができない。

もう一つは、和歌山県隅田八幡宮に所蔵された画像鏡の銘文で、そこには「癸未年八月日十大王年男弟王、在意柴沙加宮時」という字句が含まれている。冒頭の癸未年については、443年または503年と見る説がもっとも有力であるが、前者であるとすれば允恭天皇の時期と見られ、允恭の宮「遠飛鳥宮」とは一致しないものの、その皇后忍坂大中姫との関係が想定されている。倭名抄には、やはり大和国城上郡に忍坂郷(ただし訓はオサカ)

があって、先の泊瀬とはごく近い場所に相当 する。

5世紀前後の宮号が記紀に一致せず、しかも「ワカタケル大王、斯鬼宮に在る時」などのように、一時的な宮の居住を示唆することについては、鬼頭清明氏が次のような点を指摘している(3)。すなわち、この頃の王権は権力基盤が脆弱なために、一代ごとに、あるいは一代の中でも数度にわたって大豪族の拠点を巡行する存在だったというのである。その当否はここでは問わないが、ともかくも、記紀のごとき宮号がこの時期に成立していないことは、認めておかなくてはならない。

次にやや時期が離れるが、釈日本紀に引用された「上宮記」逸文を検証しておきたい。同書は聖徳太子の事跡を記した書物といわれ、用字法の点からも、7世紀前半には成立していたと考えられている。いわゆる推古朝遺文の一つであるが、その中に、継体天皇の宮「伊波礼之宮」が記されているのである。

汙斯王在弥乎国高嶋宮時、聞此布利比売命 甚美女。遣人召上自三国坂井縣、而娶所生 伊波礼宮治天下乎富等大公王也。(『釈日本 紀』巻13)

「平富等大公王」(書紀では「男大迹」) すなわち継体天皇は、応神五世の孫として即位しながら、直ちに大和にはいることができず、河内の樟葉宮、山背の筒城・弟国宮を経て、同20年(526) にようやく「磐余玉穂」に宮を定めている。古事記ではこれを「伊波礼之玉穂宮」としており、上宮記の表記「伊波礼」と用字を共通する点も興味深いが、上宮記が「玉穂宮」の名を欠いていることも重要な相違点である。

ところで歴代の宮号を一覧すると、磐余に

宮を定めたものには、このほか、磐余稚桜宮 (神功皇后、履中)、磐余甕栗宮 (清寧) があって、イワレの宮というだけならば、これらとの区別はできないことになる。さらに継体よりのちの用明の宮も、書紀では「磐余池辺双槻宮」となるので、磐余にある宮は全部で五例にも及ぶ。それにもかかわらず上宮記が「伊波礼宮」としか記さなかったのは、結局上宮記撰述の時点で、磐余を冠する複数の宮号が成立していなかったことに由来するのではなかろうか。

ただし同時に、上宮記の宮号が実態を反映 していなかったことも、また想定しておく必 要がある。しかし、実際にはその可能性はほ とんどなかったと考えられる。その理由は以 下の通りである。

飛鳥浄御原宮と同じく、磐余玉穂宮は磐余という地名に「玉穂」という嘉名が加わったものと想定されるが、このような「地名プラス嘉名」の宮号が、6世紀にはいくつも見出すことができる。「泊瀬列城宮」(武烈)、「訳語田幸玉宮」(敏達)、「(磐余)池辺双槻宮」(用明)、「倉椅柴垣宮」(崇峻)がそれで、特に6世紀後半に集中している点も特徴である。これに対して、同じ6世紀でも、「勾金椅宮」(宣化)、「檜隈廬入野宮」(安閑)などは、明らかに「地名プラス地名」によって構成される。記紀全体を見ればむしろ、ある地名に小地域の地名を重ねる宮号の方が一般的である。

さて、6世紀に嘉名を加えた宮号が普及していたとすれば、こうした伝統は次の世代にも継承されたと見るのが自然であろう。では7世紀以降の実態はどうなっていたのだろうか。次に書紀掲出の歴代の代表的な宮をあげる(なお())内は延喜式の表記である)。

推古 豊浦宮、小墾田宮(小墾田宮)

舒明 岡本宮(高市岡本宮)

皇極 飛鳥板蓋新宮(なし)

孝徳 難波長柄豊碕宮(同左)

斉明 飛鳥板蓋宮、飛鳥川原宮、

後飛鳥岡本宮 (飛鳥川原宮)

天智 近江宮(近江大津宮)

天武 飛鳥浄御原宮(同左)

ここに見られるように、天武以前の宮が、地名を基本としていることは明らかであろう。例外は孝徳の難波長柄豊碕宮で、万葉集に「長柄の宮に真木柱太高敷きて」(巻6、928番)とあるように長柄は地名であり、それに豊碕という美称が加わって成立した宮号であると推定される。古代の大阪湾に突き出した、難波宮のある上町台地をそのように形容したのだろう。また「板蓋宮」は、その形態の特徴から名づけられたのだろうが、嘉名であるかどうかは、判断に苦しむところである。

このような7世紀の宮号の実例は、嘉名を加えた宮号の伝統が定着していなかったことを示すが、それはまた小墾田宮以前においても、そうした事実が存在しなかったことを示唆している。そして、朱鳥元年7月に宮号を定めたとする記事の存在が、改めて注目されるのである。

古事記や書紀に記載された、ある意味でき わめて整えられた宮号は、浄御原宮命名を契 機として定められたのではないか、というの が筆者の現在の見通しである。もしそうであ るとするなら、それは浄御原宮命名が先例と なったというよりも、天武10年(681)に帝 紀と上古諸事の編纂が開始された中で宮号が 策定され、そのような動向を受けて浄御原宮 命名が起案されたのではなかろうか。 『寧楽遺文』下巻には、奈良県から出土した「威奈真人大村墓誌」が収められているが、その中に「卿諱大村、檜前五百野宮御宇天皇之四世、後岡本聖朝紫冠威奈鏡公之第三子也。」とあって、「檜前五百野宮」を宣化天皇の「檜垌之廬入野宮」だとすれば、古事記所載の宮号を裏付けるもっとも古い史料になる。墓誌の記述によれば、威奈大村が亡くなったのは慶雲4年(707)のこととあり、墓誌の制作がそれとさほど離れていないとすると、古事記及び書紀の成立する以前に、すでにそうした知識がある程度浸透していたことの証左となる。記紀成立以前にも、すでに宮号の体系は成立していた可能性が高いのである。

おわりに

養老5年(721)10月、元明太上天皇は自 らの薄葬を命じて、次のような遺詔を残して いる(『続日本紀』同年10月丁亥条)。

朕崩之後、宜於大和国添上郡藏寶山雍良岑 造竃火葬。莫改他処。謚号称其国其郡朝庭 馭宇天皇、流伝後世。

火葬の件のほか、この時特に諡号のことを 遺詔したのは、「或いは前代文武天皇のために 議のあった漢風諡号などを嫌ったためではあ るまいか」と指摘される⁽⁴⁾。ただ実際には、 「日本根子天津御代豊国成姫天皇」の和風諡号 が贈られ、またのちには「元明」という漢風 諡号も献呈されているので、その遺詔が必ず しも遵守されたわけではなかったことがわ かる。

ところで、その遺詔では「其国其郡朝庭馭 宇天皇」を諡号とすることが求められたが、 その場合「其国其郡朝庭」とは、具体的には 宮号を指すことになろう。さらにそれが死後 に贈られる諡号となるのだから、宮号自体も 諡号と同じ性格を帯びることになったはずで ある。飛鳥浄御原宮という宮号も、諡号に相 当する、天武固有の名称として選ばれたにち がいないが、ただ、それが生前に命名されて いる点で、諡号とは明確な相違があった。

一方で、元明が望んだ諡号とは、具体的には、先の威奈大村墓誌に見える「檜前五百野宮御宇天皇」のような表記であったことになるから、したがってそれは光明が独自に創出した呼称ではなく、当時通用していた呼称法をそのまま利用しようとしたことになる。元明は、特別の作業を必要としない当時の慣行を、そのまま諡号にすることを求めたのである。

また遺詔では、諡号が「後の世に流伝」するのを第一の目的としたことが語られている。 しかしそれは記紀に叙述された「歴史」を念頭に置くならば、単に名を残すだけでなく、 長い時間軸の中に歴代天皇の治世を固有のものとして位置づける行為であったはずである。 7世紀の後半、歴代天皇の宮に、字句を整えあるいは重複を避けてそれぞれに固有の宮号を定める作業が行われたとすれば、それはそのような歴史意識を背景としていたことが想定されよう。その作業が、古事記と書紀に結実する史書編纂が実施された時期に行われたことは、決して偶然ではなかったのである。

註

- (1) 本居宣長『古事記伝』巻三十二 (『本居宣長 全集』第十一巻所収、筑摩書房、1969年)。
- (2) 今泉隆雄「『飛鳥浄御原宮』の宮号命名の意義」(同『日本古代宮都の研究』所収、吉川弘文館、1993年)。また最近の研究として田村圓澄「飛鳥浄御原宮の成立」(『日本歴史』636号、2001年) がある。
- (3) 鬼頭清明「磐余の諸宮とその前後」(『新版古代の日本5 近畿 I』所収、角川書店、1992年)。
- (4) 坂本太郎「列聖漢風諡号の撰進について」 (『日本古代史の基礎的研究』下巻所収、東京大 学出版会、1964年。のち『坂本太郎著作集第 7巻 律令制度』(吉川弘文館、1989年)に収 録)。